

(第123号議案)

中野区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

中野区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第17条 (略) (虐待等の禁止)	第1条～第17条 (略) (虐待等の禁止)
第18条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、 <u>法第27条の2第1項各号に掲げる行為</u> その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第18条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、 <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の10各号に掲げる行為</u> その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第19条～第28条 (略) 附則 (略)	第19条～第28条 (略) 附則 (略)
附則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	